

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人さくらんぼ

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくらんぼ（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の総額)

第3条 役員に対して、各年度の総額が3万円を超えない範囲で、第4条に定めるとおりに算定した額を、報酬として支給することができる。

## (報酬等の支給)

第4条 評議員の報酬は、定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

2 理事の報酬は、定款第21条第1項に定めるとおり無報酬とする。

3 監事の報酬は、次の有資格者のみに支給し、理事会出席1回につき5,000円とする。

- (1) 公認会計士
- (2) 税理士

## (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## <附則>

この規程は、平成29年6月27日（定時評議員会の議決日）より施行する。

この規程は、一部改定（第3条及び第4条）し、平成30年7月1日より施行する。